

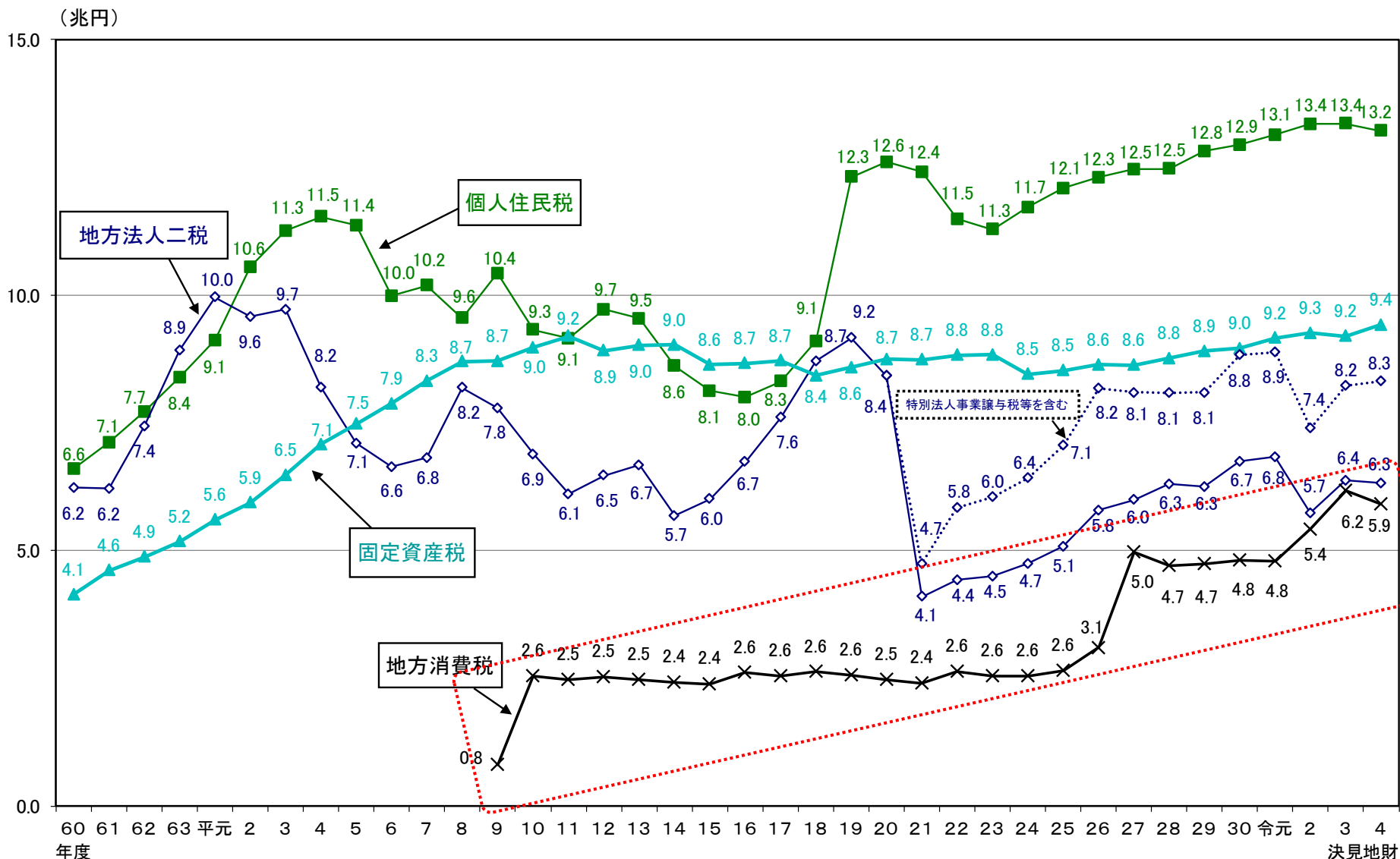
説 明 資 料

〔消費課税（地方消費税）〕

令和 4 年 10 月 26 日（水）

総 務 省

主要税目(地方税の税収の推移)

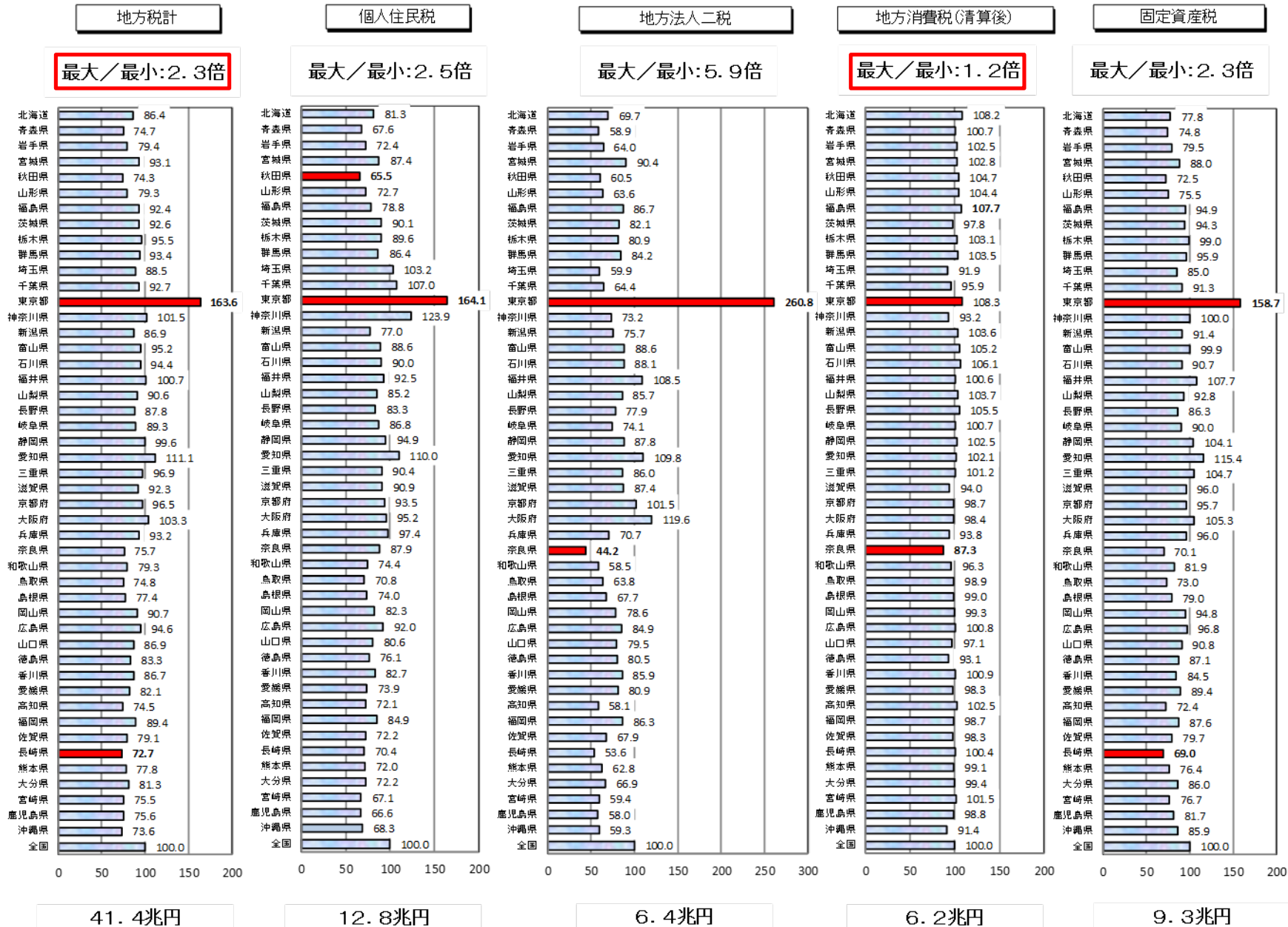


(注) 1 表中における計数は、超過課税を含まない。

2 令和2年度までは決算額、令和3年度は決算見込額(令和4年7月)、令和4年度は地方財政計画額である。

3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を加算した額。

人口一人当たりの税収額の指数(令和3年度決算見込額)



(注1) 上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 (注2) 地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。

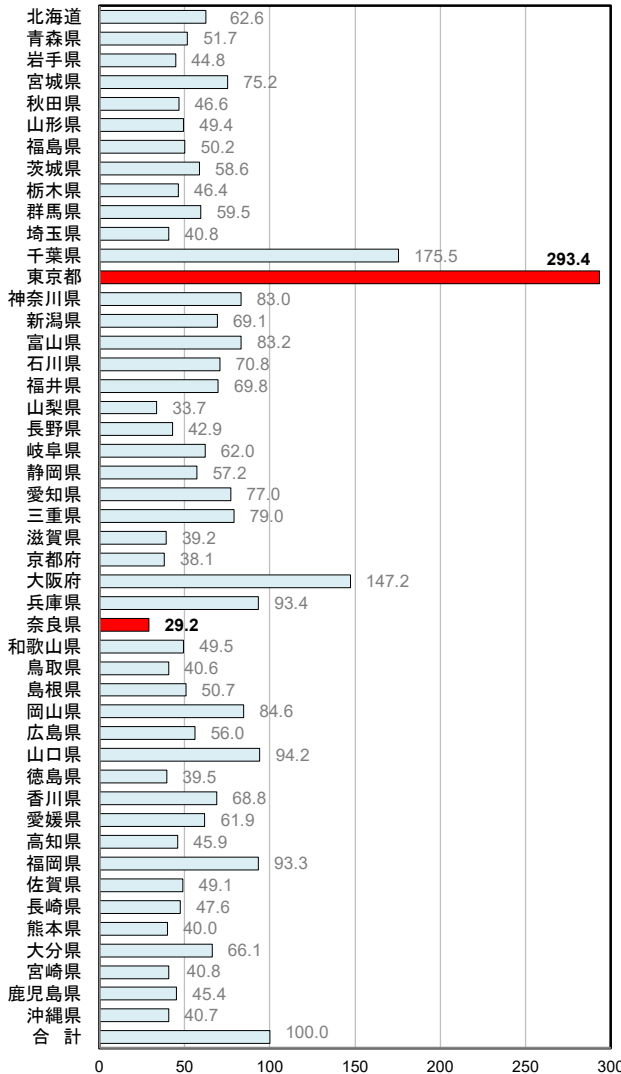
地方消費税の概要

項 目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	～令和元年9月： 63分の17(消費税率換算 1.7%)	国の消費税とあわせて 8%
	令和元年10月～： 78分の22(消費税率換算 2.2%)	10%
	<軽減税率対象> 78分の22(消費税率換算 1.76%)	軽減税率 8%
6. 税 収	54,238億円(令和2年度決算額) ※令和4年度地方財政計画額：59,167億円	
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)	
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算	
	指 標	ウエイト
	①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)
③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)	
9. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付	
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス基礎調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ	

地方消費税の清算制度について

国からの払込み段階(清算前)

最大/最小=10.1倍



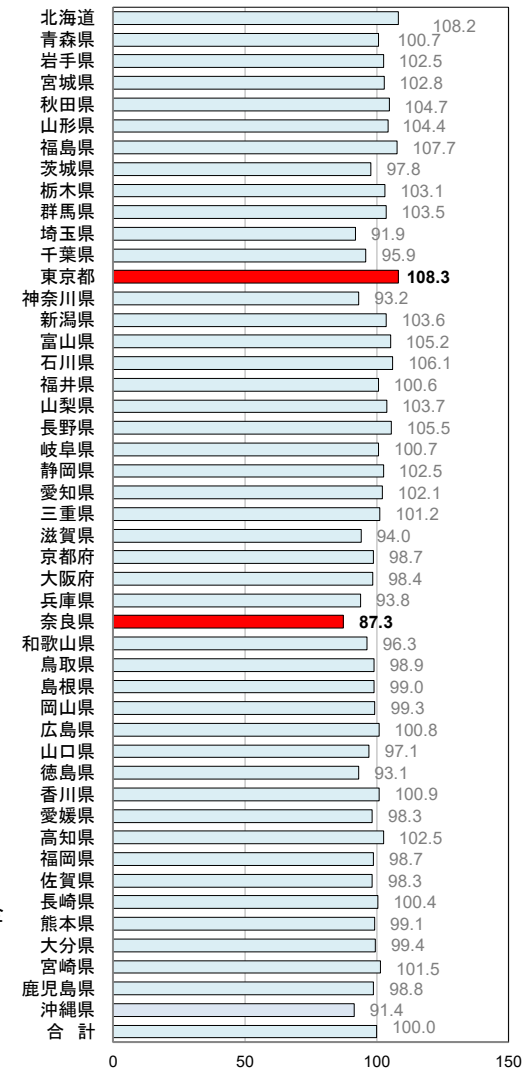
各都道府県の「消費に相当する額」に基づき、清算を行うことで、税収の適正な帰属が図られる



清算基準 (消費に相当する額)	ウェイト
①「小売年間販売額(商業統計)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」 の合算額	50%
③「人口(国勢調査)」	50%

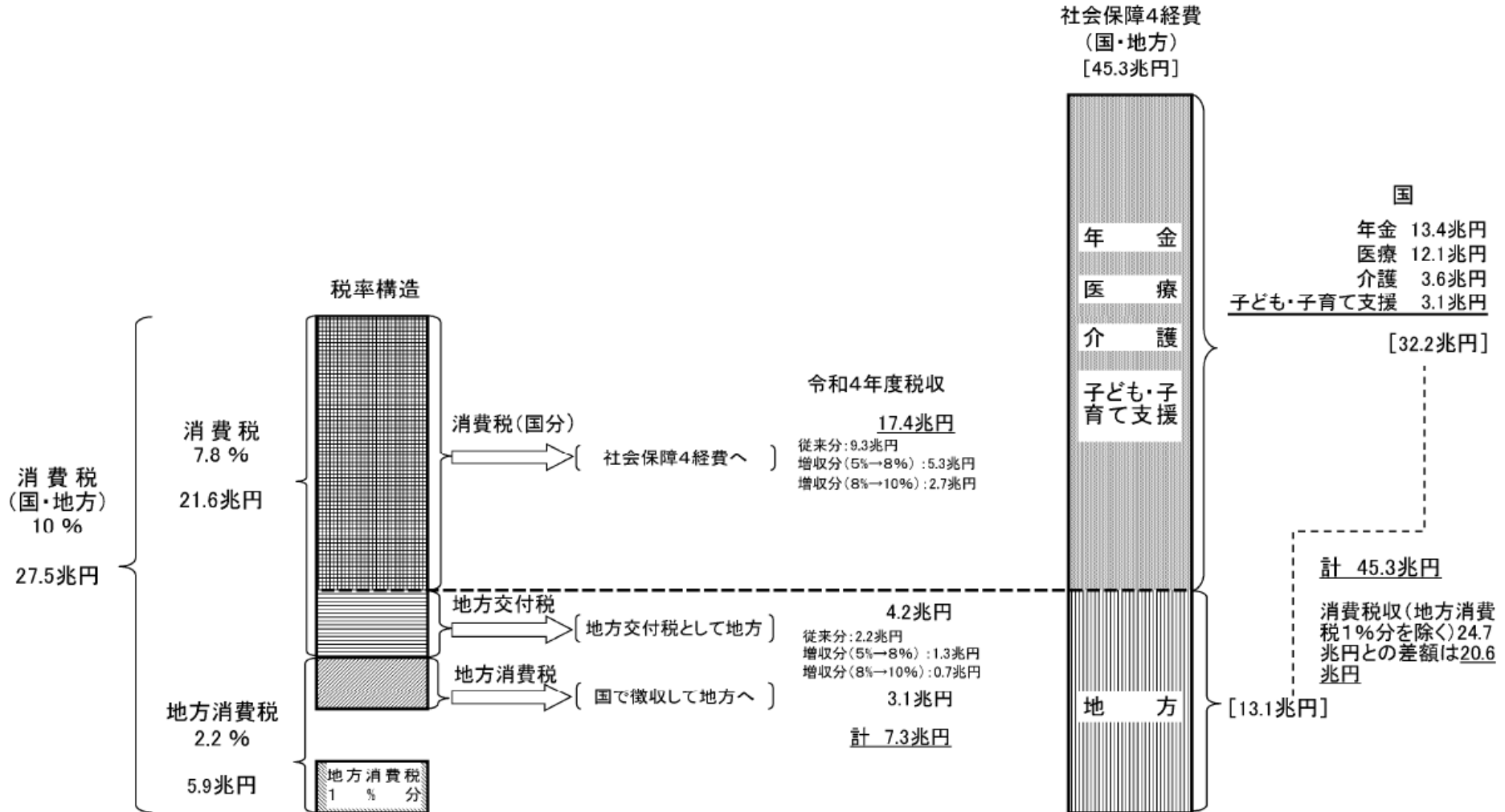
地方消費税(清算後)

最大/最小=1.2倍



※ 各都道府県における棒グラフ上の数値は、人口一人当たりの金額(全国平均を100とした場合)の指数を示す。
 なお、人口は令和4年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 ※ 左表は各都道府県の令和3年度決算見込の値。
 ※ 右表は現行の清算基準により得られる最新の理論値。

消費税の使途(令和4年度予算)



(注1) 合計額が一致しない箇所は端数処理の関係による。
 (注2) 年金の額には年金特例公債に係る償還費等約0.3兆円を含む。
 (注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。
 (注4) 令和4年度予算における社会保障の充実には消費税増収分4.01兆円と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果0.4兆円を活用し、合計4.42兆円の財源を確保している。
 (注5) 酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞については軽減税率8%(国分:6.24%、地方分:1.76%)が適用されている。